

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	再意見資料	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案番号	提案主体名	都道府県コード	制度の所管・関係官庁
0720010	果実酒等の製造免許に係る要件緩和	酒税法第7条第1項	酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の品目別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならない。酒類の製造免許は、一年間の酒類の製造見込数量が一定の数量（果実酒は60リットル）に達しない場合は、受けることができない。	地域内で生産されるブドウなどを使用し果実酒の製造ができれば、地域振興に役立つと考えられるが、酒税法第7条第2項により最低製造数量(6キロリットル)が決まられており、免許の取得が困難である。このため、この最低製造数量の要件緩和を求める。	原材料の葡萄は規格外品使用によるコストダウンと観光客自ら製造参加によるオンラインワインのオリジナルワインに対して「採算性」の問題は無く、特区内の保管施設にて管理し特区内の宿泊施設、飲食店等にグラスワインとして提供し、税を宿泊及び飲食料金等を含めて地域通貨による前払式証書の購入により「特区以外での流通」「税の滞納」を予防出来る。「公益通報者保護法」に基づく「密造報告用の「目安箱」の設置によって監視強化が可能となり、「密造の横行」も予防できる。廃棄予定の葡萄資源を有効利用する事により、農家の生産意欲向上と高付加価値品製造によって「税の増収」にも貢献できる。 提案理由： 特町では、人口が減少し2005年3月末現在では5,407人になっている。高齢化率も高く、更に、75歳以上の割合は、18.7%となっており、間もなく住民の5人に1人が75歳以上の高齢者になると予想される。原因は、農業従事、鉄鋼業、観光産業の衰退により若者の雇用が維持出来ず、又、通勤に不便な道路事情により過疎化と少子高齢化が加速した。このままでは近い将来、集落の崩壊が危惧される。そこで、地域資源と地域特性を活かした酒造りにより地域が活性化し「若者の定住促進」が可能となり、合わせて長期滞在観光客やリピーターによってグリーンツーリズム促進による地域再生と環境保全、改善により持続可能な社会の構築にも資すると考えられる。 代替措置： 第9次、第10次特区提案で「特区以外での流通」「税の滞納」「密造の横行」の予防方法を具体的に提案しておりますが、その予防方法で「特区として対応が不可能である」具体的な理由を御提示下さい。規制は国民福祉向上の達成手段であり、特区は地域の特性に応じた規制を認めると理解しております。	C	酒類の製造免許の最低製造数量基準は、採算性が取れるか否かといった観点から、製造コストを回収するのに必要な水準として設けられているものであり、この免許要件の特例を設ける場合には、採算が取れない小規模製造者の増加による滞納の発生や、税務当局による実態の把握が困難となることに伴う密造の横行など、酒税制度の根幹に影響を与えかねないことから、対象酒類や適用対象者を限定して特例措置を講ずることとしたものである。すなわち、現行の酒類に係る製造免許の特例では、酒税の保全や税務執行コストの観点から、対象酒類を保存性や流通性の乏しい酒類に限定したものである。また、民宿等を併せ営む農業者であれば原料コストが低減できるとともに、宿泊代金等を通してコストを回収することも容易であるなど、酒税の納税に支障をきたすことは少ないのではないかと考えられたことや、農家民宿等での酒類の提供を通じ、グリーンツーリズムが推進され、地域の活性化にも資すると考えられたことから、対象者は農家民宿等を併せ営む農業者に限定したものである。なお、既存の酒類製造業者に製造を委託することについては、現行法上、特に制約はない。	右の提案主体からの意見をもとに、再度検討し、回答されたい	再検討要請	提案主体からの意見 ワイン製造者、製造見込み数量等は、「トブロウ特区」と同様なものを含んでいる。「ワイン特区」の目的は、グリーンツーリズムの振興であり、オリジナルワイン製造は手段である。結論を言えば、ワインは非営利でもかまわない。非営利で地域住民とお客さまに響く「自家消費」である。諸外国においては、自家消費ワインの醸造は可能で非課税である。昔は日本の各家庭に伝わる秘伝の酒があり、地域文化そのものであった。規制は国民福祉向上の達成手段であり、特区は地域の特性に応じた規制を認める事と理解しております。	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	再意見資料	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案番号	提案主体名	都道府県コード	制度の所管・関係官庁
0720020	酒税法規則第13条3項令第五十条第十項第二号に規定するものの中で自ら生産した農産物を、農産加工する過程において酒税が納付されたアルコール20度以上の酒類を用いるにあたり、みりん、酢、醤油等と同様のあつかいとす。	酒税法第1条、第2条第1項、第43条第1項	酒類には、酒税法により、酒税を課する。「酒類」とは、アルコール分1度以上の飲料をいう。酒類に水以外の物品を混和した場合において、混和後のものが酒類であるときは、新たに酒類を製造したものとみなす。	酒税が納付された、アルコール20度以上の酒類に農産物を漬け込む事は手軽な手段である。アルコール分13条3項令第五十条第十項第二号に規定する財務省令で定める酒類と混和できるものの中で自ら生産した農産物と酒税が課税済みのアルコール20度以上の酒類とを混和した農産加工品を漬物やジャム等と同様の農産加工品と認めてほしい。	秋方市杉地区は規模は小さいが色々な果実が豊富です。しかし、特産品であるすももやこれら果実は生果での日持ちが悪く、生果での販売が難しく、消費の拡大が困難です。アルコール（酒類）が納付されたアルコール分20度以上の酒類）につくむことにより、味や色、香りを長く楽しむことが出来、手軽に農産加工品の多様性を増す手段となり、余剰農産物の有効利用にもなります。このことは、地域農業の更なる活性化や、規模の拡大、さらには地産地消の拡大、国内農産物の消費拡大へとつながります。	C	酒税法では、アルコール分1度以上の飲料を酒類とし、酒類に対して酒税を課することとしている。また、酒類に他の物品を混和したものが酒類に該当する場合には、混和後の酒類に対して適正な課税を行うこととしている。このような酒税の課税対象に関する問題は、規制には当たらないと考	本提案は、アルコール漬けにした果物や野菜を真空パックにて販売するというものであり、保存用のアルコールは飲料として販売するのではなく、あくまでも保存するための材料であるが、これらも一律に酒類と判断されるものなのか、再度検討し回答されたい	再検討要請	提案主体からの意見 検査要請に対する回答でもお答えしたように、酒類に他の物品を混和したものが酒類に該当する場合には、新たな酒類の製造とみなして、混和後の酒類に対して適正な課税を行う必要がある。アルコール漬けにした果物や野菜がアルコール分1度以上の飲料に該当しないのであれば、それらを販売することについては酒税法上の問題は無い。また、果実や野菜を除去した後の液体が、アルコール分1度以上の飲料に該当する場合には、新たな酒類の製造とみなされるが、酒類の消費者が自ら消費するために酒類と他の物品を混和する場合(酒税法第43条第11項の適用を受ける場合に限る。)に該当するときは、酒類の製造とみなされないため、具体的には、税務署にご相談されたい。	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	再意見資料	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案番号	提案主体名	都道府県コード	制度の所管・関係官庁
0720030	般若酒の製造・販売について	酒税法第1条、第43条第1項	酒類には、酒税法により、酒税を課する。「酒類」とは、アルコール分1度以上の飲料をいう。酒類に水以外の物品を混和した場合において、混和後のものが酒類であるときは、新たに酒類を製造したものとみなす。	植物を加工して般若酒を作り、医療機関で治療しない人に喜びを与えるため、般若酒を酒としてではなく、健康食品として販売したい。	日本には春夏秋冬四季に恵まれ全国的に優秀な樹木にどのような活用できるか、人間の認知により、研究又は開発を試み、それを社会の人たちに健康の為、寄贈したいものです。特に神経痛や疼痛(ウツキ) 東の他の薬種、脳の細胞の死滅を防止する物質は数々の実験でも副作用が無いのが特徴です。お互い人間として何等かの貢献できれば、人生観として最大の喜びであると感じます。市販の焼酎25度購入して植物採集して松葉を漬けた、2年間熟成したものです。他に食物を煎じて2割程度混入し、般若酒となります。	C	酒税法では、アルコール分1度以上の飲料を酒類とし、酒類に対して酒税を課することとしている。また、酒類に他の物品を混和したものが酒類に該当する場合には、混和後の酒類に対して適正な課税を行うこととしている。このような酒税の課税対象に関する問題は、規制には当たらないと考	右の提案主体からの意見をもとに、再度検討し、回答されたい	再検討要請	提案主体からの意見 貴者からの回答内容は大体分かりましたが更にお願いします。般若酒は、市販のようちゆう乙類25度を仕入れ、税物に漬け込み熟成したもので、なお、生の植物を煎じて2割程度混成した他に還元糖も使用します。特別な手続き(税務署や公衆衛生所)に届出で健康食品を生産したい。	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	再意見資料	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案番号	提案主体名	都道府県コード	制度の所管・関係官庁
0720040	専売品の小売許可の緩和について	酒税法第9条第1項、酒税法第10条第10号	酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の品目別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならない。酒類の製造免許は、一年間の酒類の製造見込数量が一定の数量（果実酒は60リットル）に達しない場合は、受けることができない。	飲食業の組合が農協の協力を得て栽培した特産原料(三浦大根)を酒造会社に依頼し、大根糖酎を作ったのですが、専売品ということで通常の飲食店では販売ができません。地域特産を生かす、考案した焼酎を小売販売できるようにする。	地域の特産物を生かし、地域活性化のために町おこしの一環として飲食店の組合が原料となる三浦大根を栽培し、酒造会社の協力の下、商品開発をした。地域活性化を自ら手で行って作上げていく経緯と苦労を考えると、地域力に繋がる更なる町おこしのためにも飲食店での特定販売をお願いしたい。	D	酒税法上、酒類の販売をしようとする者は、販売場ごとに免許を受けなければならないという一方、酒類、料理店等のもっぱら自己の営業場において飲用に供する業については、この限りでないとして免許を要しない旨が規定されている。したがって、飲食業者がその店内における飲用に酒類を提供する場合には免許を要しないが、いわゆる持ち帰り等の目的での販売には免許を要するところであり、この場合、飲食店であっても、一定の条件の下、販売免許の取得は可能である。	右の提案主体からの意見をもとに、再度検討し、回答されたい	再検討要請	提案主体からの意見 許可を得るのではなく、特別例として自分たちで商品開発をした地産品となり得るお酒を卸し価格で仕入れ、小売価格で販売できるように、まちおこしの一助となるようにしたい。今の現状では、商品開発しても酒屋さんから仕入れなければならない、開発費、栽培費は自己負担になり、最低限の利益も得ることも出来ず、酒屋さんばかりが利益を得ている。	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	再意見資料	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案番号	提案主体名	都道府県コード	制度の所管・関係官庁
0720010	酒税法の製造・販売許可の緩和	酒税法第7条第2項、酒税法第9条第1項、酒税法第10条第10号	酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の品目別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならない。酒類の製造免許は、一年間の酒類の製造見込数量が一定の数量（果実酒は60リットル）に達しない場合は、受けることができない。	酒税法第7条第2項酒類一年間の製造見込数量	〇事業による製の販路拡大と、消費量増を図り、新たな農家の生産への参入及びそれに伴う遊休農地の解消を図る。 〇町内にある酒造会社の工場跡地を利用し、町の特産品である製でイン醸造を行い、町の新たな特産物とし、製生産者の生産意欲の向上と、農地の保全を図る。 〇町内店舗での販売のほか、町のイベントや農産物直売所等で販売の地、通信販売も取り入れ、明和の製を県内外へのPRし、地域の活性化につなげる。 提案理由 別紙様式のとおり	C	（製造免許について） 酒類の製造免許の最低製造数量基準は、採算性が取れるか否かといった観点から、製造コストを回収するのに必要な水準として設けられているものであり、この免許要件の特例を設ける場合には、採算が取れない小規模製造者の増加による滞納の発生や、税務当局による実態の把握が困難となることに伴う密造の横行など、酒税制度の根幹に影響を与えかねないことから、対象酒類や適用対象者を限定して特例措置を講ずることとしたものである。すなわち、現行の酒類に係る製造免許の特例では、酒税の保全や税務執行コストの観点から、対象酒類を保存性や流通性の乏しい酒類に限定したものである。また、民宿等を併せ営む農業者であれば原料コストが低減できるとともに、宿泊代金等を通してコストを回収することも容易であるなど、酒税の納税に支障をきたすことは少ないのではないかと考えられたことや、農家民宿等での酒類の提供を通じ、グリーンツーリズムが推進され、地域の活性化にも資すると考えられたことから、対象者は農家民宿等を併せ営む農業者に限定したものである。なお、既存の酒類製造業者に製造を委託することについては、現行法上、特に制約はない。	右の提案主体からの意見をもとに、再度検討し、回答されたい	再検討要請	提案主体からの意見 本事業はあくまで地域振興・農業生産者の意欲向上と、PR効果による集客増が目的であり、量産は行えないため、懸念されるような大きな流通コストは発生しないと思われる。また、遠方での委託製造となると、B級品の利用が目的のため、製の量・鮮度の保持が難しいうえコストがかかりすぎる。また、地域振興はもとより、製の消費量の増加及び販路拡大の地、気の樹の伏採阻止、生産農家の高齢化、後継者問題の解決や新たな農業者の参入を図るためにも、地域限定、PR用のワイン製造許可要件の緩和をお願いしたい。	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	再意見資料	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案番号	提案主体名	都道府県コード	制度の所管・関係官庁

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	再意見補足資料	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案番号	提案主体名	都道府県コード	制度の所管・関係官庁		
0720011	酒税法の製造・販売許可の規制及び要件の緩和	酒税法第7条第2項、酒税法第9条第1項、酒税法第10条第10号	酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の品目別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄警察長の免許を受けなければならない。酒類の製造免許は、一年間の酒類の製造数量(果実酒は640リットル)に達しない場合は、受けることができない。酒類を販売しようとする者は、販売場ごとにその販売場の所在地の所轄警察長の免許を受けなければならない。販売免許を受けるためには、「免許の取得が経路その他から判断し、適正に酒類の小売業を経営するに十分な知識及び能力を有する」と認められるかを判断している。	○酒税法第9条第1項 通販売等を含む販売許可取得要件及び販売免許における、人的要素3年以上・従事経験・経営経験の緩和	実施内容 ○事業による梨の販路拡大と、消費量増を回り、新たな農家の生産への参入及びそれに伴う過剰生産の解消を図る。 ○町内にある酒造会社の工場跡地を利用し、町の特産品である梨でワイン醸造を行い、町の新たな特産物とし、梨生産者の生産意欲の向上と、農地の保全を図る。 ○町内店舗での販売のほか、町のイベントや農産物直売所等で販売の他、通販売も取り入れ、明和の梨を県内外へのPRし、地域の活性化につなげる。 提案理由 別紙様式のとおり	D		(販売免許について) 酒類は、製造者を納税義務者としており、製造場から移出された時点で課税されているが、その負担は最終的に消費者に転嫁される仕組みとなっている。このため、販売代金の確実な回収と税負担の消費者への円滑な転嫁を確保する観点から、酒類販売業者についても免許制を採用して、販売免許については、「申請者が経験その他から、適正に酒類の販売業を経営するに十分な知識及び能力を有する」とすることが必要と考えられ、その具体的な審査にあたっては、酒類販売業者の従事経験等が一つの目安となっている。また、遠方で委託製造となると、日給品の利用が目的のため、量・量・量の保持が難しいコストがかかりすぎてしまう。町が事業を起こすが、梨生産者団体等への経営移譲も考えている。(別様式)	右の提案主体からの意見をもとに、再度検討し、回答されたい															10 群馬県	財務省	
0720060	酒、酢の製造と販売の要件緩和	酒税法第7条第2項、酒税法第9条第1項、酒税法第10条第10号	酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の品目別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄警察長の免許を受けなければならない。酒類の製造免許は、一年間の酒類の製造見込数量(果実酒は640リットル)に達しない場合は、受けることができない。	酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の品目別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄警察長の免許を受けなければならない。酒類の製造免許は、一年間の酒類の製造見込数量(果実酒は640リットル)に達しない場合は、受けることができない。	地域の原産品を原料に利用する場合に限定して量や種類が決めず、酒や酢の製造及び販売する免許の緩和と、酒類製造業者への委託の考えもあるが、地域内には業者がない。地域資源(川底柿)を活かし、地域内で生産・販売を通じて、この地域の活性化に貢献することを、具体的な事例として、農産物加工品の製造販売による異業種との交流・連携の強化で地域の活性化を図る。 1) 他府県産品種の保存と流通の防止 2) 酒、酢、他加工品の製造販売による異業種との交流・連携の強化で地域の活性化を図る。 3) イベントや宿泊施設等における販売と利用による都市住民との交流・連携強化および地域文化への認識・理解の醸成 4) 栽培、収穫、加工を子供達と共同作業で家庭教育からも食育、地域の文化歴史への理解醸成を図る。	C		酒類の製造免許の最低製造数量基準は、採算性が取れるか否かといった観点から、製造コストを回収するのに必要な水準として設けられているものであり、この免許要件の特例を設ける場合には、採算が取れない小規模製造業者の増加による滞納の発生や、税務当局による実態の把握が困難となること、往々製造の横行など、酒税制度の根幹に影響を与えかねないことから、対象酒類や適用対象者を限定して特例措置を講ずることとしたものである。すなわち、現行の酒類に係る製造免許の特例では、酒類の保全や税務執行コストの観点から、対象酒類を保存性や流通性の乏しい酒類に限定したものである。また、民営等併せ営む事業者であれば原料コストが低減できるとともに、宿泊代金等を通じてコストを回収することも容易であるなど、酒税の納税に支障をきたすことには少ないと考えられ、農産物産出の促進や、酒類の流通を促進し、グリーンツーリズムが推進され、地域の活性化にも資すると考えられたことから、対象者は農産物産出を併せ営む農業者に限定したものである。なお、既存の酒類製造業者に製造を委託することについては、現行法上、特に制約はない。	右の提案主体からの意見をもとに、再度検討し、回答されたい														40 福岡県	財務省		
0720070	果実酒の最低製造数量の緩和	酒税法第7条第2項	酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の品目別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄警察長の免許を受けなければならない。酒類の製造免許は、一年間の酒類の製造見込数量(果実酒は640リットル)に達しない場合は、受けることができない。	酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の品目別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄警察長の免許を受けなければならない。酒類の製造免許は、一年間の酒類の製造見込数量(果実酒は640リットル)に達しない場合は、受けることができない。	衰退化する原料において今後、自らが誇りをもってなお農村で生きていくためには、農泊等グリーンツーリズムによる都市との交流による地域振興は残された数少ない地域活性化のための手段となっている。そのような中において、ぶどう産地である当地では自家製ワインの製造は今後もとも有効な一つの手法とありうる。 提案理由 ① 安心院町地域ではぶどう農家を中心とした農泊等、農村都市交流による地域活性化に、地域をあげて取り組んでいる。安心院町地域の農家がそれぞれぶどうで特産のあるワインを製造し都市交流促進に貢献することで、生産の時期に限らず、ぶどうの町安心院を訪れてもらうことにより、さらなる地域活性化が可能になる。 (代替措置) ① 認定される酒類の滞納、脱税防止対策としては、地域ごとに納税組織を設け、その中で毎月納税の助行、指導を行うことを計画している。 (別紙追加記述あり)	C		酒類の製造免許の最低製造数量基準は、採算性が取れるか否かといった観点から、製造コストを回収するのに必要な水準として設けられているものであり、この免許要件の特例を設ける場合には、採算が取れない小規模製造業者の増加による滞納の発生や、税務当局による実態の把握が困難となること、往々製造の横行など、酒税制度の根幹に影響を与えかねないことから、対象酒類や適用対象者を限定して特例措置を講ずることとしたものである。すなわち、現行の酒類に係る製造免許の特例では、酒類の保全や税務執行コストの観点から、対象酒類を保存性や流通性の乏しい酒類に限定したものである。また、民営等併せ営む事業者であれば原料コストが低減できるとともに、宿泊代金等を通じてコストを回収することも容易であるなど、酒税の納税に支障をきたすことには少ないと考えられ、農産物産出の促進や、酒類の流通を促進し、グリーンツーリズムが推進され、地域の活性化にも資すると考えられたことから、対象者は農産物産出を併せ営む農業者に限定したものである。なお、既存の酒類製造業者に製造を委託することについては、現行法上、特に制約はない。	右の提案主体からの意見をもとに、再度検討し、回答されたい														44 大分県	財務省		
0720080	補助事業で整備した漁港施設用地の利用の緩和	補助法等に関する法律第22条	補助事業で整備した漁港施設用地(以下、「補助用地」という。)について、水産活動に支障がない場合は、適正な用途に転用することができ、また漁業も安定することが見込まれることから水産業の振興が図れる。	補助事業で整備した漁港施設用地(以下、「補助用地」という。)について、水産活動に支障がない場合は、適正な用途に転用することができ、また漁業も安定することが見込まれることから水産業の振興が図れる。	補助用地について漁協による直販所などの利用を可能とすることにより、荷捌所などに隣接した補助用地を利用して直接販売し新鮮で豊富な水産物を安く消費者に提供することができ、また漁業も安定することが見込まれることから水産業の振興が図れる。 提案理由 社会経済情勢などの変化により当初の目的に従った利用が困難となっている補助用地については、補助金相当額を納付することにより直販所などの利用が可能となるが、県・市町の財政状況が厳しい折、新たな支出は困難(大臣官庁経理課長通知16.9.7)。 補助用地について直販所などの利用を行うためには、現在の制度では補助用地と単独用地を等価交換した後、土地利用の変更(漁港施設用地から漁村再開発施設用地)の手続きが必要である。但し、手続きに約3ヶ月が必要であるとともに、交換するための単独用地が必要となるが単独用地を有する漁港はほとんどないのが現状である。(水産庁計画課長通知 16.9.22) 補助用地の整備がすべて完了したものの、漁港施設の整備が見込まれず未利用・低利用となっている場合には、直販所などの利用が可能となるが、将来漁協合併による市場統合などによる補助用地整備の可能性を残す必要があることから現時点において将来漁港施設用地整備を行わないことと決定を下すことは困難なため、この通知を活用することは難しい。 漁港整備部部長通知 H13.10.1.) 漁港所整備の事業主体が市町に限られることから漁協の利益に係る施設を市町が整備することは困難なため、この事業を活用することは難しい。	D		補助金等により取得した財産の補助目的外への転用については、補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条で定められているほか、各省各庁の長の承認がなければ、補助金等が交付された財産(以下「補助対象財産」という。)が、事業完了後において補助金等の交付の目的に反して処分されることがないこととなる。補助対象財産の転用につき各省各庁の長の承認を原則必要とする理由により、適用されることがない。 また、農林水産省では、大臣の承認があれば、補助金相当額の納付を条件とせずに補助用地を有効活用できる旨の特例を通知しているが、これらの特例が適用される範囲は提案理由で述べた通りである。この件については、引き続き農林水産省に特区の実現を求めたい。	右の提案主体からの意見をもとに、再度検討し、回答されたい															28 兵庫県	財務省 農林水産省	
0720090	臨時職員の賃金は物件費として計上		臨時職員は、地方自治法及び地方財政法の規定にもつき自治体で作成し、政府が「地方財政の状況」として国に報告するものであり、当然の事ながら、その際の作業者は、国が全国共通に定める。この決算統計では、普通会計における「性別経費の状況」の項目に定められるが、その際、任用期間1年未満の臨時職員の賃金は、人件費ではなく物件費として計上している。一般職、特別職を含め様々な任用形態がある中で、その給与、報酬、賃金等で物件費に分類するのは臨時職員賃金のみである。この決算統計の区分方法は、そのまま全国の地方自治体の予算、決算における性別経費に採られていることから、政府が国に提出する「地方財政の状況」の項目に、地方自治体の予算、決算において、臨時職員賃金は「物件費」として取り扱われていることとなる。臨時職員の賃金が物件費として計上されることは、統計処理上の問題として疑義が生じる可能性があるだけでなく、任用されている臨時職員の専断にも関わらず問題とされる。今後、地方において、官民の人材交流をはじめ多様な人材活用、活用手法を導入していく上で、臨時職員の位置づけを適正しておくことが好ましい。そこで、決算統計における臨時職員賃金の区分を、その任用期間の如何に関わらず物件費から人件費に移し替えることを提案する。このことは、統計処理上の疑義をなくすことに加え、臨時職員を人材として認知し、有効に活用していくことにつながる。	決算統計は、地方自治法及び地方財政法の規定にもつき自治体で作成し、政府が「地方財政の状況」として国に報告するものであり、当然の事ながら、その際の作業者は、国が全国共通に定める。この決算統計では、普通会計における「性別経費の状況」の項目に定められるが、その際、任用期間1年未満の臨時職員の賃金は、人件費ではなく物件費として計上している。一般職、特別職を含め様々な任用形態がある中で、その給与、報酬、賃金等で物件費に分類するのは臨時職員賃金のみである。この決算統計の区分方法は、そのまま全国の地方自治体の予算、決算における性別経費に採られていることから、政府が国に提出する「地方財政の状況」の項目に、地方自治体の予算、決算において、臨時職員賃金は「物件費」として取り扱われていることとなる。臨時職員の賃金が物件費として計上されることは、統計処理上の問題として疑義が生じる可能性があるだけでなく、任用されている臨時職員の専断にも関わらず問題とされる。今後、地方において、官民の人材交流をはじめ多様な人材活用、活用手法を導入していく上で、臨時職員の位置づけを適正しておくことが好ましい。そこで、決算統計における臨時職員賃金の区分を、その任用期間の如何に関わらず物件費から人件費に移し替えることを提案する。このことは、統計処理上の疑義をなくすことに加え、臨時職員を人材として認知し、有効に活用していくことにつながる。	臨時職員は、地方自治法及び地方財政法の規定にもつき自治体で作成し、政府が「地方財政の状況」として国に報告するものであり、当然の事ながら、その際の作業者は、国が全国共通に定める。この決算統計では、普通会計における「性別経費の状況」の項目に定められるが、その際、任用期間1年未満の臨時職員の賃金は、人件費ではなく物件費として計上している。一般職、特別職を含め様々な任用形態がある中で、その給与、報酬、賃金等で物件費に分類するのは臨時職員賃金のみである。この決算統計の区分方法は、そのまま全国の地方自治体の予算、決算における性別経費に採られていることから、政府が国に提出する「地方財政の状況」の項目に、地方自治体の予算、決算において、臨時職員賃金は「物件費」として取り扱われていることとなる。臨時職員の賃金が物件費として計上されることは、統計処理上の問題として疑義が生じる可能性があるだけでなく、任用されている臨時職員の専断にも関わらず問題とされる。今後、地方において、官民の人材交流をはじめ多様な人材活用、活用手法を導入していく上で、臨時職員の位置づけを適正しておくことが好ましい。そこで、決算統計における臨時職員賃金の区分を、その任用期間の如何に関わらず物件費から人件費に移し替えることを提案する。このことは、統計処理上の疑義をなくすことに加え、臨時職員を人材として認知し、有効に活用していくことにつながる。	E		本件は、財務省の所管事務ではないため、提案に対し回答することが出来ない。																	11 埼玉県	財務省

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	再意見補足資料	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案番号	提案主体名	都道府県コード	制度の所管・関係官庁
0720180	近接する保税地域間における保税運送承認制度の簡素化	関税法第63条	外国貨物は、税関長に申告し、その承認を受け、開港、税関空港、保税地域、税関官署等相互間に限り、外国貨物のまま運送(保税運送)することができ、	【内容】総合保税地域の保税運送承認は撤廃されているが、博多港の近接するその他の保税地域間における貨物移動(保税運送)についても、税関の承認なしで可能とする。	【実施内容】法令遵守に優れた事業者について、博多港臨港地区内の保税地域間における保税運送を、税関の「事前承認」ではなく、「事後報告」のみで可能とする。 【提案理由・目的・効果等】スピーディでシームレスな国際複合一貫物流サービスを実現し、事業者の負担軽減、物流の迅速・効率化、リードタイム短縮、コスト削減	F	I	ご要望の税関手続の簡素化に関しては、保税・通関制度全体の見直しの中で今後検討していくこととしている。		保税運送承認制度の簡素化について、どのような方向性で見直しを検討されているのかをお示しいただきたい。 博多港では、Sea & SeaやSea & Railなど様々な輸送モードが円滑に接続する国際複合一貫輸送サービスの充実に取り組み中であり、手続き簡素化による効果は大きいと考えられる。 このため、コンプライアンスに優れた事業者が、博多港臨港地区内における指定保税地域相互間、指定保税地域と保税蔵置場間等での保税運送を、税関の「事前承認」ではなく、「事後報告」のみで可能とするについて提案する。	F	I	保税・通関制度全体の見直しについては、「貿易手続改革プログラム」(アジア・ゲートウェイ戦略会議「物流(貿易関連手続等)に関する検討会」取りまとめ)において平成19年度中に方向性とスケジュールを具体的に示すこととされていることから、今後検討を行っていく必要があると考えており、検討を行うにあたっては、関係者の意見をお聞きし、可能な範囲で、その都度、見直しの方向性をお示ししていくこととしたい。						福岡・アジアゲートウェイ構想	1187090	福岡市	40福岡県	財務省	
0720210	出入国手続施設の多様化	関税法第67条	税関においては、既存の施設において、適正かつ迅速な通関手続を行うため、X線検査装置等の検査機器及び徴税のためのシステム等を配備しているところである。	諸外国の空港で導入されている、ビジネス機や貨物機などに対応した、空港会社が別に設ける出入国手続施設において、出入国手続(CIQ)を行う運用を求めている。	旅客ターミナルビルから遠く離れた場所に駐機するビジネス機や貨物機など多様な形態の利用者に対する利便性の向上を図ることにより、ビジネス機等の利用増加が見込まれ、経済交流の促進と、国が推進するアジア・ゲートウェイ構想実現のための、関西国際空港の国際競争力の強化を図ることができ、(提案理由) 関西国際空港には、諸外国の空港にみられるような専用手続施設などの設置が無く、国際空港として多様化する利用者への利便性向上が望まれている。	F	-	要望事項は、旅客ターミナルビルから遠く離れた場所に駐機するビジネス機等の利用者に対する利便性の向上を図るため、空港会社が別に設ける出入国手続施設において、出入国手続(CIQ)を行う運用を求めていることであるが、税関においては、税関職員の効率的な業務処理に支障が生じない範囲内において、具体的内容を持って対応を検討したい。		貴省回答では、税関職員の効率的な業務処理に支障が生じない範囲内において、具体的内容を持って対応を検討したいと考えているが、具体的な時期や緩和内容等について示すことが出来ないか、あわせて右の提案主体からの意見をもとに、再度検討し、回答されたい。	D	-	税関においては、税関職員の効率的な業務処理に支障が生じない範囲内において、対応を実施したいと考えていることから、空港会社が別に設ける出入国手続施設(設置場所、運用方法等)について具体的に情報提供願いたい。					関西国際空港アジア・ゲートウェイ特区	135050	関西国際空港株式会社	27大阪府	法務省 厚生労働省 財務省 農林水産省		
0720220	深夜早期貨物機乗組員、ビジネス小型機搭乗客等に対応した出入国手続施設の多様化	関税法第67条	税関においては、適正かつ迅速な通関手続を行うため、X線検査装置等の検査機器及び徴税のためのシステム等を配備しているところである。	深夜早期貨物機乗組員、ビジネス小型機搭乗客等について、日中の定期便等の搭乗客とは別個の(空港会社が設ける)施設において、出入国手続(CIQ)を行う運用を求めているもの	・本提案は、国際空港として多様化する利用者の利便性向上を図るため、深夜早期貨物機乗組員、ビジネス小型機搭乗客等について、日中の定期便等の搭乗客とは別個の(空港会社が設ける)施設において、出入国手続(CIQ)を行う運用を要望するもの。 ・これにより、世界的な企業による国際ビジネス会議の開催の促進など、中部圏での国際経済・文化交流拡大、ものづくり産業のさらなる発展、金融資本市場の機能強化などが図られ、またアジアのゲートウェイとしての中部国際空港の国際競争力も向上、さらに、観光で進める訪日観光客の増大や官長の国際会議の開催数の増大にも貢献。(提案理由) ・現状では、深夜早期貨物機の乗組員や、ビジネス小型機の搭乗客は、定期便等の搭乗客と同じ出入国手続のブースまで来て、列に並び、出入国手続を受けている。深夜早期時間帯に飛来する場合には、ブースに並ぶ順番全てにおいて検閲・照会等を確保する必要があることから運送コストがかかる。またビジネス小型機で緊急に飛来する搭乗客が、迅速に出入国手続を終えにくい状況となっている。 ・一方、フランクフルト・マイン空港(ドイツ)、スキポール空港(オランダ)、北京、上海の各空港(中国)など諸外国の空港では、これらの機種の搭乗客等に対して専用手続施設などを提供している。 ・中部国際空港としても、アジアのゲートウェイとして、このような世界各空港の事例を取り入れ、運営コスト削減や搭乗客の利便性向上を実現していく必要がある。 (その他) ・本提案は、これらの乗組員、搭乗客に対する出入国手続の緩和を求めているものではない。また、このような運用は、これらの機種の乗組員のみならず、中部空港におけるCIQ職員の定員増を前提とするものでも必ずしもない。	F	-	要望事項は、旅客ターミナルビルから遠く離れた場所に駐機するビジネス機等の利用者に対する利便性の向上を図るため、空港会社が別に設ける出入国手続施設において、出入国手続(CIQ)を行う運用を求めていることであるが、税関においては、税関職員の効率的な業務処理に支障が生じない範囲内において、具体的内容を持って対応を検討したい。		貴省回答では、税関職員の効率的な業務処理に支障が生じない範囲内において、具体的内容を持って対応を検討したいと考えているが、具体的な時期や緩和内容等について示すことが出来ないか、あわせて右の提案主体からの意見をもとに、再度検討し、回答されたい。	D	-	税関においては、税関職員の効率的な業務処理に支障が生じない範囲内において、対応を実施したいと考えていることから、空港会社が別に設ける出入国手続施設(設置場所、運用方法等)について具体的に情報提供願いたい。		それでは、名古屋税関中部空港税関支署に具体的内容等について今後説明し、検討していただくこととします。また、本省からも必要に応じてご助言・ご支援をお願い致します。					中部国際空港アジア・ゲートウェイ特区	13400	中部国際空港株式会社	23愛知県	法務省 厚生労働省 財務省 農林水産省
0720230	国際定期貨物航空路線の誘致への支援と乗り入れに伴うCIQの体制強化	関税法第42条	外国貨物は、保税地域以外の場所に置くことができない。	【内容】増加したフレーターに対応するために、既存の保税蔵置場に隣接した倉庫を事前に保税蔵置場として指定する。	【実施内容】国際空港貨物便に限り、二国間交渉ではなく、届出制により路線開設や増便等を行うことを可能とする。 【提案理由・目的・効果等】福岡空港の国際貨物輸送の利用増大を図る。	D	-	現行制度上、既存の保税蔵置場の被許可者が所有又は管理する場所と同一の構内にある倉庫等を保税蔵置場として追加したい場合には、税関に対し取替能力の増加の届出を行うことが可能である(関税法第44条)。			D	-								福岡・アジアゲートウェイ構想	1187121	福岡市	40福岡県	財務省
0720240	鉄道輸送用コンテナ等の通関手続の簡素化	コンテナ特例	関税及び消費税の免除を受けコンテナを輸入しようとする者又は免税コンテナを輸出しようとする者は、コンテナリスト等と税関長に提出することによって簡易な通関(リスト通関)が認められている。	【内容】主に国内鉄道用に使われている12ftコンテナ等について、リスト通関を可能にする。	【実施内容】アジアとのSea & Railサービスを促進するために用いる12ftコンテナやフラットトラックコンテナ等について、国際海上コンテナと同様、簡単にリスト通関を可能とする措置を講じる。 【提案理由・目的・効果等】スピーディでシームレスな国際複合一貫物流サービスを実現し、リードタイム短縮、コスト削減、CO2削減等に繋げる。	D	-	現行制度上、12ftコンテナ等であっても、他の国際海上コンテナと同様、コンテナリストによる通関が可能である。		D	-									福岡・アジアゲートウェイ構想	1187070	福岡市	40福岡県	財務省

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案番号	提案主体名	都道府県コード	制度の所管・関係官庁
0720250	C10対応の特例(船内での入国審査等の実施)	関税法第67条	税関においては、大型クルーズ船に乗船して入国する旅客への対応について、あらかじめ提出された運航計画書に基づき、必要に応じて団体体制をとるなど、出入国旅客数に見合う職員を適時に配置し、税関手続に支障を来さないよう対応していることである。	【内容】 中国人旅行者の接岸前でのC10手続き可能分野の拡大(船内での入国審査等の実施)	【実施内容】 円滑な入国が困難なほどの数の団体中国人旅行者が入国する際は、船内での入国審査を実施する等、接岸前での入国審査方法を拡大することにより、旅行者の円滑な入国を可能とする。 【提案理由・目的・効果等】 現在、九州や沖縄においては、大型クルーズ船での団体中国人旅行者の入港が行われているが、接岸後のC10手続きに非常に時間がかかることがあり、旅行者からのクレームの原因となっている。上記の対応により、入管審査の負担の軽減や旅行代理店へのクレーム対応が可能となり、中国人旅行者の満足が向上するとともに、国内での滞在時間及び消費も拡大し、地域経済の活性化に貢献する。また、アジアゲートウェイ特区での今後のインバウンド拡大も期待される。	C		税関においては、出入国旅客数に見合う職員を適時に配置し、円滑な通関手続を行っていることである。 要望事項は、本船接岸前に船内での入国審査等のC10手続を行い、旅行者の円滑な入国を可能として国内での滞在時間及び消費を拡大し、ひいては地域経済の活性化に貢献することを期待しているものであるが、通関手続に必要な施設のない狭い空間で通関手続を行った場合には、旅行者に混乱をきたす恐れがあることから、接岸後の出入国手続施設において、通関手続を実施することが効果的であると考えられる。		提案主旨を充たすために手続き時間の短縮方法は具体的にどのようものが想定されるか明示されたい。あわせて右の提案主体からの意見をともに、再度検討し回答されたい	D		税関においては、出入国旅客数に見合う職員を適時に配置し、円滑な通関手続を行っていることである。 一時的な要因により、出入国旅客の増加が見込まれる場合においては、近隣税関官署等からの応援体制により、適切な対応を図ることとした。						福岡・アジアゲートウェイ構想	1187020	福岡市	40福岡県	財務省 厚生労働省 農林水産省
0720260	アジアハイウェイの実現に向けた日本-韓国間の車両乗り入れに係る諸制度の特例	関税法第67条、 国際フェリーを利用した輸出入する自動車の手続について(昭和46年税関第849号)	通過「国際フェリーを利用して輸出入する自動車の手続について(昭和46年税関第849号)」により、輸出入通関手続と再輸入免税又は再輸出免税の手続を併せて行うことが可能となっている。また、検査を行うに際しては、当該フェリーが接岸する埠頭に職員を派遣して行っており、検査の合理化が行われている。 なお、本年1月から6月までの間に本手続を利用した自動車約300台行われている。	【内容】 税関での車両検査の簡素化・合理化、利用可能な車両の拡大等により、日本-韓国間のマイカーでの交流しやすさが可能となる	【実施内容】 日本-韓国間の国境を越えたマイカーでの短期旅行を実施する 【提案理由・目的・効果等】 日本-韓国間に日常的な旅行圏が形成され、より頻度の高い国際観光が可能となり、地域経済の活性化が図られる	D		国際フェリーを利用して輸出入する自動車の手続については、簡素な様式により輸出入申告と再輸入免税又は再輸出免税の手続を併せて行うことが可能となっている。なお、車両等の検査については、乗客等の混雑を含め不正輸入防止の観点から必要に応じて行っているが、検査に当たっては、国際フェリーが接岸する埠頭に職員を派遣して行っており、検査の合理化を図っていることである。		右の提案主体からの意見をもとに、再度検討し、回答されたい	D		博多港においては、フェリーの運航事業者が円滑な運航の観点から出航時間の2時間前迄に通関手続を終了しておくことを旅客に求めていると承知しているが、税関において車両の持ち込み時間の指定を行っているものではない。 なお、旅客の荷物を車両に積んだ状態での検査については、個別に旅客からの要望があれば対応することとした。					福岡・アジアゲートウェイ構想	1187030	福岡市	40福岡県	国土交通省 財務省	
0720261	アジアハイウェイの実現に向けた日本-韓国間の車両乗り入れに係る諸制度の特例	関税法第67条、 国際フェリーを利用した輸出入する自動車の手続について(昭和46年税関第849号)	通過「国際フェリーを利用して輸出入する自動車の手続について(昭和46年税関第849号)」により、輸出入通関手続と再輸入免税又は再輸出免税の手続を併せて行うことが可能となっている。また、検査を行うに際しては、当該フェリーが接岸する埠頭に職員を派遣して行っており、検査の合理化が行われている。 なお、本年1月から6月までの間に本手続を利用した自動車約300台行われている。	【内容】 税関での車両検査の簡素化・合理化、利用可能な車両の拡大等により、日本-韓国間のマイカーでの交流しやすさが可能となる	【実施内容】 日本-韓国間の国境を越えたマイカーでの短期旅行を実施する 【提案理由・目的・効果等】 日本-韓国間に日常的な旅行圏が形成され、より頻度の高い国際観光が可能となり、地域経済の活性化が図られる	D		国際フェリーを利用して輸出入する自動車の手続については、簡素な様式により輸出入申告と再輸入免税又は再輸出免税の手続を併せて行うことが可能となっている。なお、車両等の検査については、乗客等の混雑を含め不正輸入防止の観点から必要に応じて行っているが、検査に当たっては、国際フェリーが接岸する埠頭に職員を派遣して行っており、検査の合理化を図っていることである。		右の提案主体からの意見をもとに、再度検討し、回答されたい	C		船内での車両の検査については、フェリーの入港後直ちに全ての車両の船卸しが行われ、その後、運航事業者等による一般貨物の船卸し作業が行われることから、税関が船内で車両検査を行った場合には、一般貨物の船卸し作業が滞ることもなる。このため、税関による車両の検査は、岸壁において実施することが、船卸し作業全体に円滑な進捗からみてもっとも効果的であると考えられる。						福岡・アジアゲートウェイ構想	1187030	福岡市	40福岡県	国土交通省 財務省

07 財務省 非予算(特区・地域再生 最終回答).xls

管理コード	規制の特例措置の番号・名称	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案の別	提案内容	提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	再意見補足資料	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	提案事項管理番号	提案主体名	特区の名称	都道府県コード	制度の所管官庁		
0730010	707 農家民宿等における酒類の製造免許要件の特例	構造改革特別区域法第二十八条 財務省関係構造改革特別区域法施行規則	酒類として使用できる原料は、米、麦、あわ、とうもろこし、こうりゃん、きび、ひえ、でんぶん若しくはこれらのこうりゃん又は清酒かすとしてされている。	1 拡充提案	農家民宿等における酒類の製造免許を受ける際の酒類の定義は、原材料として、米、米麹、水を使用するもの、また一つ以上の特定物品を使用できるものとされています。この特定物品は、麦、あわ、とうもろこし、こうりゃん、きび、ひえ、でんぶん若しくはこれらのこうりゃん若しくはこれららの麹等となっており、本町の多くは多種な雑穀の生産が行われている地域においては、アマルンサス、だったんそばを使用できるよう、酒類の定義の中にいれていただきたい。	本町は、古くからヤマセの影響をたびたび受け、稲作に依存できない気候風土の中で、比較的冷涼な気候に強いひえ、あわ、きびなどの雑穀の栽培が行われ、町民を飢饉からたばび救ってきた歴史がある。近年、この雑穀が安全・安心の食材や健康食品として、消費者の注目を集めている。本町は雑穀による町おこしと、町の活性化を自指し取り組みをしているところである。本町は多種な雑穀の栽培が行われ、特に古代インカ帝國で食用に栽培されていたと書かれるこの植物でカルシウム、鉄分を多く含んだアマルンサスの生産が全国一であり、これに付加価値をつけての流通・販売が課題となっていることから、今後、どぶろく特区の認定を受けたことにより、この材料を酒類として利用できるようにしていただきたい。	C	-	酒類の製造免許の最低製造数量基準は、採算性が取れるか否かといった観点から、製造コストを回収するのに必要な水準として設けられているものであり、この免許要件の特例を設ける場合には、採算が取れない小規模製造者の増加による滞納の発生や、税務当局による実態の把握が困難となることに伴う密造の横行など、酒税制度の根幹に影響を与えかねないことから、対象酒類や適用対象者を限定して特例措置を講ずることとしたものである。すなわち、現行の酒類に係る製造免許の特例では、酒税の保全や税務執行コストの観点から、対象酒類を保存性や流通性の乏しい酒類に限定したものである。また、特例措置の対象となる酒類の範囲は、従前の酒類(昭和37年以前に酒類として定義していたもの)と同じものとするため、使用できる原料(米、麦、あわ、とうもろこし、こうりゃん、きび、ひえ、でんぶん若しくはこれらのこうりゃん又は清酒かす)を限定したものである。	貴省回答では従前の酒類と同じものとするとなっており、地域活性化の観点からも地域特産品を原料の一として加えることは不可能なのか再度検討し、回答されたい。													2002010	岩手県 軽米町	軽米町 ミレット アリア 文化再生特区	3 岩手県	財務省
0730010	707 農家民宿等における酒類の製造免許要件の特例	構造改革特別区域法第二十八条 財務省関係構造改革特別区域法施行規則	酒類として使用できる原料は、米、麦、あわ、とうもろこし、こうりゃん、きび、ひえ、でんぶん若しくはこれらのこうりゃん又は清酒かすとしてされている。	1 拡充提案	【特区法に定める酒類の定義】で定める原料規定の緩和を求めます。	「(自ら生産した)米、米こうじ及び水などを原料として発酵させたもので、こさないもの」、「(自ら生産した)米、水及び麦などの特定物品(麦、あわ、とうもろこし、こうりゃん、きび、ひえ、でんぶん若しくはこれらのこうりゃん又は清酒かす)を原料として発酵させたもので、こさないもの」と原料規定がありますが、これでは地場産品を有効活用した酒類製造ができません。米だけの酒類でなく、地元の特産品を入れた酒類を作りたい。例えば、北海道ならイモ又はコーンを使用した酒類、芋石町ならきび又はトマトを使用した酒類等、地場特産(わさび、とま)のものも風味付けに使いたいという要望があります。今後、酒類を活用した地域振興を図っていくことで、様々なアイデアが提案されることが考えられ、そのアイデアを無駄にしたいありません。このような貴重な農業者からのアイデアを無駄にしないためにも、さらなる規制の緩和が必要であると考えます。	C	-	酒類の製造免許の最低製造数量基準は、採算性が取れるか否かといった観点から、製造コストを回収するのに必要な水準として設けられているものであり、この免許要件の特例を設ける場合には、採算が取れない小規模製造者の増加による滞納の発生や、税務当局による実態の把握が困難となることに伴う密造の横行など、酒税制度の根幹に影響を与えかねないことから、対象酒類や適用対象者を限定して特例措置を講ずることとしたものである。すなわち、現行の酒類に係る製造免許の特例では、酒税の保全や税務執行コストの観点から、対象酒類を保存性や流通性の乏しい酒類に限定したものである。また、特例措置の対象となる酒類の範囲は、従前の酒類(昭和37年以前に酒類として定義していたもの)と同じものとするため、使用できる原料(米、麦、あわ、とうもろこし、こうりゃん、きび、ひえ、でんぶん若しくはこれらのこうりゃん又は清酒かす)を限定したものである。	貴省回答では従前の酒類と同じものとするとなっており、地域活性化の観点からも地域特産品を原料の一として加えることは不可能なのか再度検討し、回答されたい。												2011020	岩手県 軽米町	軽米町 ミレット アリア 文化再生特区	3 岩手県	財務省	
0730020	707 農家民宿等における酒類の製造免許要件の特例	酒税法第七十条 酒税法第二	酒類の製造免許を受けようとする者は、申請書及び必要書類を税務署長に提出しなければならない。酒類製造者は、その製造場ごとに、毎月、必要事項を記載した申告書を、翌日末日までに、税務署長に提出しなければならない。	2 関連提案	製造免許申請時、定時の報告様式の簡素化、単純化を要望します。	免許取得申請、毎月申告の提出書類が多く、書類の作成が煩雑であり、負担が大きいためです。書類作成時の負担軽減を図り、製造者の視点に立った書類様式の整備が望まれます。	C	-	酒類の適正かつ確実な課税を実現するため、酒類の製造等について免許制を採用し、経営の基礎が薄弱であると認められる者等に対しては、免許を与えないことができることとしていることから、その判断を行うために必要な書類の提出を簡便しているところである。また、酒類は、消費者からの預り金格的性格を有していることから、酒類製造者は、毎月、申告・納税を行っていただくこととしており、酒税の納税義務者として、酒税の申告・納税を適正に履行していただくことが必要である。	月々の申告負担軽減の観点から、消費税の申告に倣って、確定及中間申告を導入できないか再度検討し、回答されたい。											2011030	岩手県 軽米町	軽米町 ミレット アリア 文化再生特区	3 岩手県	財務省		
0730020	707 農家民宿等における酒類の製造免許要件の特例	酒税法第九十条	酒類の販売免許を受けようとする者は、申請書及び必要書類を税務署長に提出しなければならない。	2 関連提案	販売免許申請時、定時の報告様式の簡素化、単純化を要望します。	販売許可申請時、取得後の提出書類が増えるため、販売免許取得が困難となっており、製造量の拡大を阻む恐れがあります。書類作成時の負担軽減を図り、製造者への十分な配慮が必要と考えます。	C	-	酒類の適正かつ確実な課税を実現するため、酒類の製造等について免許制を採用し、経営の基礎が薄弱であると認められる者等に対しては、免許を与えないことができることとしていることから、その判断を行うために必要な書類の提出を簡便しているところである。また、酒類は、消費者からの預り金格的性格を有していることから、酒類製造者は、毎月、申告・納税を行っていただくこととしており、酒税の納税義務者として、酒税の申告・納税を適正に履行していただくことが必要である。	月々の申告負担軽減の観点から、消費税の申告に倣って、確定及中間申告を導入できないか再度検討し、回答されたい。												2011040	岩手県 軽米町	軽米町 ミレット アリア 文化再生特区	3 岩手県	財務省	
0730030	707 農家民宿等における酒類の製造免許要件の特例	構造改革特別区域法第二十八条	農林漁業者が自らの事業場において使用する酒類を製造するに際しては、酒類製造免許を申請した場合に、特例の適用がある。	1 拡充提案	特定農業者の要件の緩和	当該地域の場合、すでに民宿・旅館業を営んでいる農業者が相当数存在するが、高齢化が進み、子に農業経営を継承しているなど、農業者と民宿等の経営者との間に一致しない理由が阻害される要因となっている。また、経営者(減収者)も事前審査段階で指摘を受けたことにより申請を取り下げる例もある。(製造免許付与と条件の高さが障壁となり、免許取得者がいない状況となっている。)	C	-	酒類の製造免許の最低製造数量基準は、採算性が取れるか否かといった観点から、製造コストを回収するのに必要な水準として設けられているものであり、この免許要件の特例を設ける場合には、採算が取れない小規模製造者の増加による滞納の発生や、税務当局による実態の把握が困難となることに伴う密造の横行など、酒税制度の根幹に影響を与えかねないことから、対象酒類や適用対象者を限定して特例措置を講ずることとしたものである。すなわち、現行の酒類に係る製造免許の特例では、酒税の保全や税務執行コストの観点から、対象酒類を保存性や流通性の乏しい酒類に限定したものである。また、特例措置の対象となる酒類の範囲は、従前の酒類(昭和37年以前に酒類として定義していたもの)と同じものとするため、使用できる原料(米、麦、あわ、とうもろこし、こうりゃん、きび、ひえ、でんぶん若しくはこれらのこうりゃん又は清酒かす)を限定したものである。	地域農業の振興と後継者確保の観点から国は農業経営者確保を推進している。そのため提案主体の要望にある特定農業者の要件緩和が実現できないか再度検討し、回答されたい。												2004010	八幡平市	あしろふるさと再生特区	3 岩手県	財務省	
0730030	707 農家民宿等における酒類の製造免許要件の特例	構造改革特別区域法第二十八条	農林漁業者が自らの事業場において使用する酒類を製造するに際しては、酒類製造免許を申請した場合に、特例の適用がある。	1 拡充提案	この規制の特例措置の要件で、特区内の特定農業者が自ら生産した米を使用しないこととなっているが、自ら経営、若しくは社員となる「農業生産法人」が生産する米を使用できるよう、特例措置の要件の拡大を求めます。	農家民宿等における酒類の製造免許要件の特例の特例措置を活用するにあたって、特定農業者自らが生産する米を使用しなければならないとなっているが、現在の地方が抱える人口減少、少子高齢化等の課題も起因して、集落の活力の衰退による、農業者の担い手不足や農地の荒廃が進むことから、農業形態の変化が求められている。このような背景から、集落内「農業生産法人」を設立し、地域農業体制の維持・確立に向けて取り組むことが必要となっている。また、このような農業形態を農林水産省も推進しており、今後、法人により農業ケースが多くなっていく。佐渡市の特区内の特定農業者も例外ではなく、「農業生産法人」を自ら設立し、地域内の畜産の維持に取組むことが求められている。また、「農業生産法人」による、宣伝、流通、販売促進によって価値が高まった米を使用でき、より多くの交流人口が生まれることが期待される。このことから、自ら経営、若しくは社員となる「農業生産法人」が生産する米を使用できるよう特例措置の要件の拡大を求めます。	C	-	酒類の製造免許の最低製造数量基準は、採算性が取れるか否かといった観点から、製造コストを回収するのに必要な水準として設けられているものであり、この免許要件の特例を設ける場合には、採算が取れない小規模製造者の増加による滞納の発生や、税務当局による実態の把握が困難となることに伴う密造の横行など、酒税制度の根幹に影響を与えかねないことから、対象酒類や適用対象者を限定して特例措置を講ずることとしたものである。すなわち、現行の酒類に係る製造免許の特例では、酒税の保全や税務執行コストの観点から、対象酒類を保存性や流通性の乏しい酒類に限定したものである。また、特例措置の対象となる酒類の範囲は、従前の酒類(昭和37年以前に酒類として定義していたもの)と同じものとするため、使用できる原料(米、麦、あわ、とうもろこし、こうりゃん、きび、ひえ、でんぶん若しくはこれらのこうりゃん又は清酒かす)を限定したものである。	今般、地方が抱える問題として、地域力の低下による畜産の担い手不足等の課題が深刻である。特区内外でも例外ではなく特定農業者においても、農業生産法人を設立し、地域農業の維持・確立に向けて努力している。しかし、農業生産法人を設立するにあたっては、農業者の要件緩和が実現できないか再度検討し、回答されたい。												2005010	佐渡市	佐渡市 米のふるさと再生特区	15 新潟県	財務省	

07 財務省 非予算(特区・地域再生 最終回答).xls

管理コード	規制の特例措置の番号・名称	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案の別	提案内容	提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	再意見補足資料	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	提案管理番号	提案主体名	特区の名称	都道府県コード	制度の所管関係府庁								
0730050	707 農家民宿等における酒類の製造免許要件の特例	酒税法第七十二条	酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の品目別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならない。	1 拡充提案	この規制の特例措置が自己の酒類製造場内で農家民宿や農園レストラン等を営む農業者が特区内の自己の酒類製造場で製造する酒類と同一の酒類の製造の一部を、区域内の杜氏等に委託しても良いと特例措置の要件の拡大を求める。	農家民宿等における酒類の製造免許要件の特例措置を活用するにあたって、構造改革特別区域内の特定農業者が自己の酒類製造場で製造する酒類と同一の酒類を製造するに際しては、より品質の高い酒類を製造することにより、製造工程に地元杜氏等の技術を活用することにより、品質の良い酒類を提供できること、特定農業者がつくる米のブランド力と、地酒のブランド力が合することで、酒類と地酒の価値が共に高まることも期待できる。また、特区内の特定農業者の集落では、トキの野生放鳥に向けてのボランティア活動が活発であり、都市との交流が盛んであることから、この取組みが有効であるし、特定農業者の負担の軽減にも繋がること、特区内の自己の酒類製造場で製造の一部(例、洗米・仕込み)を特区内の杜氏に委託し、特定農業者と協働で酒類を製造できるように、特例措置の要件の拡大を求める。	D	酒類の製造免許を受けている者に酒類の製造を委託することは特に制約はない。				D		貴省回答では制約はない旨が示されているが、製造免許取得者に対する委託はなっていないが、その場合でも委託可能なのか、あわせて右の提案主体からの意見をもとに、再度検討し、回答されたい				D		今回事案した趣旨は、特区内で特定農業者が生産した米を原料として、酒類の製造しようとする酒類を製造するにあたって、より品質の良い酒類を製造するための手段として、特定農業者所有の製造場で、地元杜氏に製造作業を委託してよいかどうかという点で、今一度確認させていただきたい。						2005020	佐渡市	佐渡トキめき酒造特区	15 新潟県	財務省			
0730030	707 農家民宿等における酒類の製造免許要件の特例	構造改革特別区域法第二十八条	農林漁業体験民泊業その他酒類を自己の営業場において取用し提供する業を営む農業者が自ら生産した米等を原料として酒類を製造するために、製造免許を申請した場合に、特例の適用がある。	1 拡充提案	特区内農家に対するどぶろく製造許可の条件緩和をお願いしたい。具体的には、どぶろく製造免許の申請条件である農家レストランもしくは民泊の営業条件を撤廃していただきたい	本町は平成16年にどぶろく特区的認定をいただき、翌17年10月にはどぶろくの製造農家が1軒誕生しましたが、地域経済への波及効果は薄く、2軒目の製造農家は未だ見込みがない状況にあります。本会では、農林商工業者の事業機会創出を目的に、平成18年度中小企業庁の補助を受け「どぶろく特区的」を活用し三陸安全PR大会と銘打って、どぶろく特区的を使った商品開発に取り組みました。地域資源を活用し、町内農林商工業者が連携した事業として、関係機関やマスコミからも注目され、その商品は東京で開催された商談会に出展したところ、多くのバイヤーから取り引きの商談をいただいたところ。この事業を通して、どぶろくの売上も伸び、H18年度の販売量は6千ロットルに及びました。しかしながら、新たな製造農業者が誕生せず、どぶろくを使った加工食品等を販売する事業者は、材料の確保の問題もあり、大手バイヤーとの取引を断念せざるをえません。農家が製造免許取得に取組めない理由として、農作業をしながらレストランや民泊を営むことは困難との回答をされます。九州管内でも行政が特区的認定を受けたが、免許を取得される製造農業者が少ないのは、この点が影響しているのではないかと考えます。	C	酒類の製造免許の最低製造数量基準は、採算性が取れるか否かといった観点から、製造コストを回収するに必要水準として設定されているものであり、この免許要件の特例を設ける場合には、採算性が取れない小規模製造者の増加による滞納の発生や、税務当局による差控の把握と関連することに伴う密造の横行など、酒税制度の根幹に影響を及ぼすことから、対象酒類や適用対象者を限定して特例措置を講ずることとしたものである。すなわち、取組等を併せ営む農業者であれば自ら生産した米を原料とするため原料コストが低減できるとともに、宿泊代金等を連してコストを回収することも容易であるなど、酒税の納税に支障をきたすことは少ないのではないかと考えられたこと、農家民宿等での酒類の提供を通じて、グリーンツーリズムが推進され、地域の活性化にも資すると考えられたことから、対象者は農家民宿等を併せ営む農業者に限ったものである。				C	グリーンツーリズムが推進され、地域活性化に資するためにも、特定農業者の要件緩和が実現が出来ないうか再度検討し、回答されたい									C		2007010	三股町 商工会	神話・伝説のふるさとグリーンツーリズム特区	45 宮城県	財務省					
0730070	707 農家民宿等における酒類の製造免許要件の特例	酒税法施行令第12条第2項 酒税法施行規則第7条の2第2項 酒税法第10条第10号	申請する製造場の土地又は建物があるときは、賃貸借契約書の写し又はこれに代わる書類を添付しなければならない。	1 拡充提案	農家民宿等の酒類製造において、同一生計を有する家族間での土地賃貸借契約締結の緩和を求める。	農家民宿等における酒類製造について、同一生計を有する家族間(農家民宿等の経営者が「特定農業者」で、農業収入に係る申告納税者が父)の場合でも、土地の賃貸借契約を締結する必要があると税務署から指摘されました。所謂、同一生計状態にある家族間の場合は、このような事務手続きの煩雑が避けられるよう提案いたします。	D	酒税法上、「経営の基礎が薄弱であると認められる場合には、税務署長は製造免許を与えないことができるとされている。申請者と土地建物の所有者が異なる場合には、酒類の製造に關し安定的な経営が行われるかどうかを判断するための書類の提出を求めているところで、これに代えて、同居親族の使用承諾書等でも可能である。				D	貴省回答では賃貸借契約書の締結の必要はない旨が示されているが、税務署から指摘されている実情を踏まえると、その場合でも契約書は不要なのか、再度検討し、回答されたい					D	酒類の製造にあたり自己の所有に属しない土地建物を使用する場合、安定的な経営が行われるかどうかを判断する必要があることから、酒税法施行規則第7条第2項第2号に基づき「製造場の土地建物」が自己の所有に属しないときは、賃貸借契約書の写し又はこれに代わる書類を申請書に添付していただきたい。免許申請者が土地建物の所有者との間で「賃貸借契約書」を取り交わしていれば、賃貸借契約書の写しを添付していただくが、例えば同居親族等が所有者であり同契約書を取り交わしていない場合には、これに代わる書類として「使用承諾書」等を添付することで足りることとしている。						2009010	二戸市	二戸市ふるさと再生特区	3 岩手県	財務省				
0730080	707 農家民宿等における酒類の製造免許要件の特例	酒税法及び酒類行政関係法律等第7条第1項関係	製造場の範囲について、製造、貯蔵、販売等が一元的に集中して行われている等その他その実態が総合的に同一の酒類の製造場と認められるもの、一つの酒類の製造場として取り扱っている。	2 関連提案	酒類の製造場と農家民宿及び農園レストラン等が同一敷地内に存在する場合、農家民宿及び農園レストラン等から製造場へ移動し、酒類の購入を行わなければならない。この度の、通称「どぶろく特区的」の認定の趣旨としては、農業振興による地域の活性化を推進することであり、事業の拡大のためにも、このような場合、単なる場所の移動によって酒類の販売の可否が決まる部分があるため、酒税法における酒類販売免許の取得基準の緩和措置を行う。	酒類の製造場の範囲の判断に当たっては、酒類の製造、貯蔵、販売等が同一場所で一元的に集中して行われている等、機能的に同一の酒類の製造場と認められる場合には、一つの酒類の製造場として取り扱う等実態に応じて判断して、酒類製造場において酒類を販売することは可能である。酒類の製造、貯蔵、販売等を行う場所が独立しており、それぞれの機能が分離されている場合には、その販売場につき販売免許を取得する必要がある。	C	酒類の製造場と農家民宿・レストラン等の具体的な位置関係や機能が明らかでないが、同一敷地内にある施設についても、製造に係る施設と機能的に同一と認められれば、製造場の一部として取り扱われることとなる。				C	特区内において製造された酒類販売に限り、製造場と同一敷地内にある酒類の製造、貯蔵、販売等がこれらから同一敷地内で行われていく等、機能的に同一の酒類の製造場と認められる場合には、同一敷地内にある酒類の製造、貯蔵、販売等がこれらから同一敷地内で行われていく等、機能的に同一の酒類の製造場と認められるかどうかが判断している。提案では、製造場と農家民宿・レストラン等の具体的な位置関係や機能が明らかでないが、同一敷地内にある施設についても、製造に係る施設と機能的に同一と認められれば、製造場の一部として取り扱われることとなる。					C	酒類の製造場と農家民宿・レストラン等の具体的な位置関係や機能が明らかでないが、同一敷地内にある施設についても、製造に係る施設と機能的に同一と認められれば、製造場の一部として取り扱われることとなる。									2010010	高槻市	高槻・とかいなか創生特区	27 大阪府	財務省	
0730090	707 農家民宿等における酒類の製造免許要件の特例	酒税法第七条	酒類の製造免許を受けようとする者は、申請書及び必要書類を税務署長に提出しなければならない。	1 拡充提案	親族等同じ世帯員を後継者とする場合の引継ぎ手続き、製造免許取得要件の緩和、手続きの簡素化を要望します。また、後継者の免許取得時に提出する書類も、先代の事業者が経営、製造を行っていた場所と同一の場所で行う書類の省略等(農家の経営委譲を行う際にまとめて申請できるようにすることも可)も併せて要望します。	免許取得要件として、酒類製造者と農家経営者、民泊経営者が同一でなければなりません。この経営を後継者に引き継ぐ際、すべてを後継者名義に変更・譲渡しなければならず、無償な費用や時間、労力を費やされます。また、スムーズな継承が行うことができないと思われまます。このように、農家経営者の高齢化が進んでいる中、製造者の拡大にもつながらず、製造者に対する配慮が不十分であると考えられます。	C	グリーンツーリズムが推進され、地域活性化に資するためにも、提案主体の要望にある特定農業者の要件緩和が実現が出来ないうか再度検討し、回答されたい				C	グリーンツーリズムが推進され、地域活性化に資するためにも、提案主体の要望にある特定農業者の要件緩和が実現が出来ないうか再度検討し、回答されたい						C	免許の効力は免許を受けた者に限って生ずるものであり、親族等同じ世帯員が新たに免許を受けようとする場合でも、法令に定める手続きを行っていただく必要がある。									2011010	栗石町	しずく・元気な農業農村いきいき特区	3 岩手県	財務省
0730100	707 農家民宿等における酒類の製造免許要件の特例	酒税法及び酒類行政関係法律等第10条第10号関係	経営の基礎が薄弱であると認められる者等に対しては、免許を与えないことができることとされている。	2 関連提案	「経営の基礎が薄弱」と認められる場合の基準の緩和を要望します。	酒類の製造者は、所得の有無にかかわらず、製造場から移出した酒類について酒税を納める義務があることから、酒税の適正かつ確実な課税を実現するため、酒類の製造について免許制を採用し、経営の基礎が薄弱であると認められる者等に対しては、免許を与えないことができることとされており、申請者の経営の基礎が薄弱であると認められるかの判断は、酒類製造に関する収支の見込み等を踏まえつつ、当該申請者の資産及び負債の状況、銀行との取引状況、国税等の納付状況等を踏まえて行っている。	C	酒類の適正かつ確実な課税を実現するため、経営の基礎が薄弱であると認められる者には免許を与えないことができることとされており、特定農業者についても同様の取り扱いが必要である。				C	酒類の適正かつ確実な課税を実現するため、経営の基礎が薄弱であると認められる者には免許を与えないことができることとされており、特定農業者についても同様の取り扱いが必要である。					C	酒類の適正かつ確実な課税を実現するため、経営の基礎が薄弱であると認められる者には免許を与えないことができることとされており、特定農業者についても同様の取り扱いが必要である。									2011050	栗石町	しずく・元気な農業農村いきいき特区	3 岩手県	財務省	

07 財務省 非予算(特区・地域再生 最終回答).xls

管理コード	規制の特例措置の番号・名称	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案の別	提案内容	提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	再意見補足資料	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	提案事項管理番号	提案主体名	特区の名称	都道府県コード	制度の所管関係府庁
0730110	707 農家長宿等における酒類の製造免許要件の特例	構造改革特別区域法第二十八条	酒税法の特例が認められている「濁酒」は、米等を原料として発酵させたもので、こさないものに限るとされている。	1 拡充提案	農家長宿等が製造する濁酒は、法律上こすことができないので、これをできるようにしていただきたい。	現在の特例措置では、「米、米こじ及び水又は米、水及び麦その他の財務省令で定める物品を原料として発酵させたもの」に限り、農家長宿等が製造する濁酒には、原料である米やこじの粒が残るため、観光客等からもこれらの粒を取り除いて欲しいものがある。農家長宿等が製造する濁酒については、一度だけでもいいので、布又は紙などで、こすことを容認していただければ、観光客にも満足いただき、かつ交流事業がさらに促進されるものと考えられます。また、米粒を取り除くことにより、課税移転後の発酵も抑制できる効果が期待できると考えます。	C	酒類の製造免許の最低製造数量基準は、採算性が取れるか否かといった観点から、製造コストを回収するのに必要な水準として設けられているものであり、この免許要件の特例を設ける場合には、採算が取れない小規模製造者の増加による滞納の発生や、税務当局による実態の把握が困難となることへの留意が必要である。また、酒類の製造免許の最低製造数量基準は、採算性が取れない小規模製造者の増加による滞納の発生や、税務当局による実態の把握が困難となることへの留意が必要である。また、酒類の製造免許の最低製造数量基準は、採算性が取れない小規模製造者の増加による滞納の発生や、税務当局による実態の把握が困難となることへの留意が必要である。	本市の提案は、農家長宿等が製造する濁酒は、原料である米やこじの粒が残るという課題を解決したい趣旨のものである。ご回答では、「濁酒をこせば清酒に該当する」とあるが、米をこす以外の米粒を取り除く代替手段として、米粒が沈殿した濁酒の上澄み部分をすくう方法により、観光客へ提供することは可能でしょうか。また、特定農業者が製造する濁酒でも、その濁酒から米粒を取り除いた清酒でも、その流通性は大きく異なるため、特定農業者が清酒を製造することについては、特区として措置できないか、併せて検討くださいますようお願いいたします。	C	検査要請に対する回答でもお答えしたように、現行の濁酒に係る製造免許の特例では、酒税の保全や税務執行コストの観点から、対象酒類を保存性や流通性の乏しい濁酒に限定したものである。	右の提案主体からの意見をもち、再度検討し、回答された。	ご回答では、「濁酒をこせば清酒に該当することになるので、認めることはできない」とありますが、米をこす以外の米粒を取り除く代替手段として、米粒が沈殿した濁酒の上澄み部分をすくう方法により、観光客へ提供することは可能でしょうか。また、特定農業者が製造する濁酒でも、その濁酒から米粒を取り除いた清酒でも、その流通性は大きく異なるため、特定農業者が清酒を製造することについては、特区として措置できないか、併せて検討くださいますようお願いいたします。		現行の濁酒に係る製造免許の特例では、酒税の保全や税務執行コストの観点から、対象酒類を保存性や流通性の乏しい濁酒に限定したものである。また、「こす」には、その方法のいかんを問わず酒類のもろみを液状部分とせず部分とに分離するすべての行為が該当するため、上澄み部分をすくうことも「こす」ことに含まれる。なお、米粒をすりつぶすことは「こす」ことには該当しない。	2012010	遠野市	日本のふるさと再生特区	3 岩手県	財務省					
0730300	707 農家長宿等における酒類の製造免許要件の特例	構造改革特別区域法第二十八条	農林漁業体験民泊業その他酒類を自己の営業場において飲用に供する業を併せ営む農業者が自ら生産した米等を原料として濁酒を製造するために、製造免許を申請した場合には、特例の適用がある。	1 拡充提案	農家長宿等が製造する酒類の原料について、自ら生産する米以外の原料も容認していただきたい。	現在の特例措置で、農家長宿等が製造できる酒類の原料は、「自ら生産した米」に限られているため、製造量が自ずと限られるとともに、多様な米の品種を用いて製造することが困難である。仮に冷害等の災害を被ると、事実上酒類の製造が困難となることと予想される。自ら生産した米以外の米を原料として酒類を製造することを容認することにより、多様な酒類の製造が可能となることから、都市農村交流事業の一層の推進が期待されるものと考えます。なお、自ら生産した米以外の米を原料とする場合には、必要以上の酒の製造を抑制する趣旨からも、仕入れる米の量については、一定の上限を設ける措置を講じることが必要であると見ます。	C	酒類の製造免許の最低製造数量基準は、採算性が取れるか否かといった観点から、製造コストを回収するのに必要な水準として設けられているものであり、この免許要件の特例を設ける場合には、採算が取れない小規模製造者の増加による滞納の発生や、税務当局による実態の把握が困難となることへの留意が必要である。また、酒類の製造免許の最低製造数量基準は、採算性が取れない小規模製造者の増加による滞納の発生や、税務当局による実態の把握が困難となることへの留意が必要である。	自然災害等により米の生産が大幅に減少し、事実上濁酒の製造が困難になった場合に限り、災害対策の観点から、他者が生産した米を使用することはできないか、あわせて右の提案主体の意見をもち、再度検討し、回答された。	C	本特例措置の対象者を農家長宿等を併せ営む農業者に限定した背景と趣旨につきましては、本市も理解しているところであります。今回の提案の趣旨は、米の生産を止し、農業は自然を相手としており、特に東北地方においては、数年の間隔はありますが、冷害に襲われる可能性も出ております。万が一にも冷害に見舞われた際に、地域の元気を取り戻すための一つの取組として濁酒を製造したくても、原料となる米を確保することが困難になることが容易であるなど、酒税の納税に支障をきたすことは少ないのではないかと考えられ、農家長宿等での濁酒の提供を通じ、グリーンツーリズムが推進され、地域の活性化にも資すると考えられたことから、対象者は農家長宿等を併せ営む農業者に限定したものである。	検査要請に対する回答でもお答えしたように、民宿等を併せ営む農業者であれば酒税の納税に支障をきたすことは少ないのではないかと考えられたことや、本特例措置が、グリーンツーリズムの推進を図るために、「構造改革特別区域内において生産される農産物を用いた酒類の提供を通じて地域の活性化を図る」という趣旨で設けられていることから、原料を自ら生産する農業者であり、かつ、構造改革特別区域を訪れる者に対し、農家長宿等で酒類を提供することを業とする者を特例の対象としているものである。	自然災害等が発生したとき、災害対策の観点から、その被害状況に応じてどのように対応していくかを制度化していくことは必要と思われる。このことから、地震や土砂災害により米の生産が著しく減少し、自家生産米による濁酒製造が困難な場合に限り、特定農業者が作った米以外の米を使って濁酒が製造できるよう検討し、回答された。		自ら生産した原料を使用すれば原料コストの低減が図られ、酒税の納税に支障をきたすことは少ないのではないかと考えられたことから、本特例措置では、濁酒の原料として使用できる米を限定しているものである。	2012020	遠野市	日本のふるさと再生特区	3 岩手県	財務省					
0730130	707 農家長宿等における酒類の製造免許要件の特例	酒税法及び酒類行政関係法律等第10条第10号関係	経営の基礎が薄弱であると認められる者等に対しては、免許を与えないことができることとされている。	2 関連提案	観光施設等を運営する法人が、濁酒の製造を行うおとする場合の製造免許の酒類の製造免許又は酒類の販売免許の申請者が破産者で復権を得ていない場合その他その経営の基礎が薄弱であると認められる場合	酒類の製造免許の要件である経営基礎要件を充足するかどうかについての判断基準について、最終事業年度の繰越損失が資本等の額を上回っていないことが示されている。自家製による濁酒製造事業は、収入される費用も、産物の酒類製造と比較しても少額であり、交流事業を推進する一環として、観光施設等を運営する法人の再活性化として挑戦できる道を開くことが必要であると見ます。なお、本提案を措置していただくにあたっては、①資金の投入先が投資者と同一の者であること。②酒税の納税に当たり連帯保証人を付すこと。といった条件を付すことにより、酒税納税への支障がないよう配慮することが必要と考えます。	C	酒類の製造者は、所得の有無にかかわらず、製造場から移出した酒類について酒税を納める義務があることから、酒税の適正かつ確実な課税を実現するため、酒類の製造について免許制を採用し、経営の基礎が薄弱であると認められる者等に対しては、免許を与えないことができることとされており、申請者の経営の基礎が薄弱であると認められるかの判断は、酒類製造に関する収支の見込み等を踏まえつつ、当該申請者の資産及び負債の状況、銀行との取引状況、国庫等の納付状況等を勘案して行っている。	グリーンツーリズムが推進され、地域活性化に資するためにも提案主体の要望にある特定農業者の要件緩和が実現が出来ないうか、あわせて右の提案主体の意見をもち、再度検討し、回答された。	C	本市の提案は、このような場合において、他の税目の納税状況や銀行との取引状況を勘案し、酒類の製造免許を交付できないか提案しているものでも、更に、連帯保証人を付すなど、酒税納税を担保する手立てを講ずること、濁酒製造事業に意欲を持つ人が、事業にチャレンジできる法的な環境を整備くださいますようお願いいたします。	酒類の製造免許に係る経営の基礎が薄弱であると認められるかどうかの判断については、酒税の納税義務者が酒類製造者であることを踏まえ、あくまで免許申請者を対象として判断しており、連帯保証人等の第三者の資力を申請者に係る経営の基礎要件の判断に加えることはできない。今回提案主体から提出された意見には、連帯保証人等の考慮以外には具体的な提案がなされていないが、申請者に係る経営の基礎要件の判断に当たっては、酒類の製造に関する収支の見込み等を踏まえつつ、当該申請者の資産及び負債の状況、銀行との取引状況、国庫等の納付状況等を勘案して行っているところである。				2012030	遠野市	日本のふるさと再生特区	3 岩手県	財務省					